新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月２日

新潟市長　中原八一

新潟市規則第４８号

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成３年新潟市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「第８条第１項第２号」を「第８条第２号」に改める。

別表中「１８０円」を「２００円」に、「２４０円」を「２７０円」に、「１９０円」を「２２０円」に、「１００円」を「１２０円」に、「１１０円」を「１３０円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和８年６月１日から適用する。